

## 川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート に対する環境大臣意見

川辺川ダム建設事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省九州地方整備局（以下「事業者」という。）が、球磨川水系川辺川の熊本県球磨郡相良村から五木村にまたがる範囲において、球磨川流域における洪水被害を防止及び軽減することを目的に、重力式コンクリートダムを建設する事業である。

本事業は、令和3年3月に策定された「球磨川水系流域治水プロジェクト」において、治水と環境の両立を目指した「新たな流水型ダム」として位置づけられており、球磨川水系河川整備基本方針（令和3年12月国土交通省）に基づき、計画規模の洪水に対する洪水調節等により湛水範囲391haを形成するものとして、堤体と洪水調節地の範囲を事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）としている。同基本方針においては、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量等が設定されている。

地形的・地質的な制約や既に工事が相当程度進捗している状況、地域住民の生活への影響等の理由から、本配慮レポートでは、ダムの位置や規模に関する複数案は設定されていないものの、本事業の計画に当たっては、事業者が設置した「球磨川水系学識者懇談会」等において、「流水型ダム案」と「流水型ダム以外の案」の複数の治水対策案について、環境への影響も含めた評価項目により比較評価を実施している。また、従来の貯留型ダムの特徴と本事業における流水型ダムの特徴についても比較検討がなされている。

想定区域を流れる川辺川は、令和2年にも国土交通省が選定する「水質が最も良好な河川」に選定されるなど、良好な水質が保たれており、アユ等の球磨川流域において注目すべき種が生息している。また、想定区域内にあり、試験湛水等により水が流入するおそれのある「九折瀬洞」には、コウモリ類等から成る特殊な洞窟生態系が成立している。さらに、想定区域及びその周辺には、コナラ群落を中心とした落葉広葉樹の二次林が広く存在し、クマタカの繁殖が確認されるなど、豊かな自然環境が維持されている。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法レポート（仮称）以降の図書において、適切に記載されたい。

### 1. 総論

#### (1) 関連工事に伴う影響の調査、予測及び評価

今後、本事業においてダム堤体以外の関連工事が計画されることにより、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続において、関連工事により設置される施設の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

## (2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## (3) 事業計画の検討

方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続において、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等に係る具体的な計画をもって、流水型ダムの事業特性を踏まえた環境影響評価を実施し、事業者が設置している「流水型ダム環境保全対策検討委員会」の意見等を参考にしつつ、環境保全上最適な計画となるよう検討すること。

## (4) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、工事期間が長期にわたることを含め、地域住民等に対し、環境影響評価手続の進捗に合わせて適切に説明すること。また、本事業の推進に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続を実施すること。

## (5) 気候変動による環境影響について

本事業における流水型ダムは、供用期間が長期に及び、今後、気候変動による降水量の変化に伴う流況の変動が生じる可能性があることから、適切にモニタリング計画を検討し、環境への影響の低減に努めること。

## 2. 各論

### (1) 水環境

本事業において計画されている流水型ダムは、従来の貯留型ダムに比べ、流入水と同じ水質や水流を維持しやすいとされているが、試験湛水や洪水調節に伴う貯留、放流など特定の条件下では、濁度、水温の変化等が大きくなる可能性があり、下流域の水環境への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言や他の流水型ダムの事例等も参考にして、本事業に係る個別具体的なシミュレーションを含めた調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえて、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等を検討し、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、水環境への影響を極力低減すること。

### (2) 動物、植物及び生態系

本事業においては、ダム堤体の存在に伴う水質、底質及び土砂動態の変化や河川の一部区間の流速等の変化、試験湛水及び洪水調節に伴う湛水等により、アユ等の魚類やヤマセミ、カワガラス等の鳥類等、球磨川流域において注目すべき種の生息環境への影響が懸念される。

また、試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、ニホンコキクガシラコウモリ等のコウモリ類や「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）において絶滅危惧 IB 類に記載されているツヅラセメクラチビゴミムシ等の昆虫類等からなる特殊な洞窟生態系が成立している「九折瀬洞」への影響が懸念される。

さらに、建設工事の実施や試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の猛禽類やコナラ群落を中心とした落葉広葉樹の二次林等の植生への影響が懸念される。

このため、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討することにより、これらの動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

特に、ダムの放流設備等の構造、試験湛水方法、ダムの運用方法等に関する詳細な検討に当たっては、これらの動植物の生息・生育場所を十分に把握するとともに、魚類の遡上及び降下可能な河川の連続性の確保に留意すること。

### （3）人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域内には直接河川に触れる活動として川遊び、カヌー、釣りが行われている地点が存在しており、試験湛水や洪水調節時の湛水に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、方法レポート（仮称）以降の環境影響評価手続においては、地域住民の意見及び専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。

### （4）廃棄物等

本事業の実施により廃棄物及び建設発生土が多く発生するおそれがあるため、今後の工事計画の検討に当たっては、廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物及び建設発生土については、可能な限り再生利用又は有効利用を図るなど、適正な処理を行う計画とすること。